

(様式第F-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【畜産物関係(鶏卵 農場)】

平成 年 月 日

三重県知事 あて
公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 あて

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録申請要領第2の規定により、登録申請します。

なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請します。

登録番号 (本申請以外で登録がある場合)	
-------------------------	--

○申請者名

(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
氏名又は名称	代表者名	担当者名
郵便番号	県名	市町名
字番地	TEL	
	FAX	
	携帯電話	
HPアドレス	E-mail	

○事業所所在地・連絡先

①	郵便番号	県名	市町名
	字番地	TEL FAX	管理責任者名
②	郵便番号	県名	市町名
	字番地	TEL FAX	管理責任者名
③	郵便番号	県名	市町名
	字番地	TEL FAX	管理責任者名

※ 事業所が4以上ある場合は、上記と同様の内容を添付してください。

1. 申請品目

対象品目	
品目番号	品目名
201	鶏卵(農場)

2. 現地確認希望日

① 年 月 日頃	② 年 月 日頃	③ 年 月 日頃
----------	----------	----------

※ 150日令を目処に年月日を記入してください。(後日相談の上決定します)

※ 提出後、出荷時期が早まるなど変更がある場合は、必ずご連絡ください。 連絡先:(公財)三重県農林水産支援センター

※ 事業所が4以上ある場合は、上記と同様の内容を添付してください。 需要創造グループ 電話:0598-48-1227

3. 生産・出荷状況(計画)

(1) 成鶏雌飼養羽数

① 羽	② 羽	③ 羽
-----	-----	-----

※ 複数の事業所がある場合は、事業所別に羽数を記入してください。

※ 事業所が4以上ある場合は、上記と同様の内容を添付してください。

(2) 雛の導入先

--

※ 全ての導入先を記入してください。

(3) 飼料の購入先(販売店名)

--

※ 全ての購入先を記入してください。 ※ガーリックなど栄養剤の購入先は記入不要です。

(4) 動物用医薬品の購入先(販売店名)

--

※ 全ての購入先を記入してください。

(5) 飼育に使用する水

--

(6) 卵の出荷先(卵選別包装事業者名)

--

※ 消費者向け小売店でなく、卵選別包装事業者名を記入してください。

(7) 堆肥の主な販売先

--

※ 主な販売先(3つまで)を記入してください。

4. サルモネラ検査

(1) 検査分析機関

検査分析機関名	家畜保健衛生所確認

※ 自社又は自社グループ会社で分析を行っている場合は、家畜保健衛生所からその分析方法が適当であることの確認をとってください。

(2) 成鶏舎サルモネラ検査実施時期(基準:生産 4施設管理(1))

①申請日から過去2カ年の実施状況(年2回以上)

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

②申請日から今後1カ年の実施計画(年4回以上)

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

※ 鶏舎内の糞便等の検査について記載してください。卵の検査については記載しないでください。

5. 登録・認定要件

次に掲げる各項目を確認して、右欄の該当する枠内に○印を記入してください。

(1) 登録・認定基準の遵守

登録・認定基準を遵守するとともに、次の書類の写しを提出します。

- ・衛生管理プログラム
- ・雛受入に異常があった場合の対応マニュアル
- ・サルモネラ陽性の場合の対応マニュアル
- ・衛生動物及び害虫駆除マニュアル
- ・施設及び使用器具の清掃・消毒マニュアル
- ・飼料給与プログラム
- ・集卵保管に関する基準
- ・特殊肥料届写等
(自らが堆肥を製造していない場合は、堆肥の原料として利用していることが分かる書類(伝票、相手先の特殊肥料届写等))
- ・4(2)におけるサルモネラ検査実績を示す検査結果

同意する	同意しない
○	

(2) 登録・認定者の責任

- ・登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、認定を受けた生産物による健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者がこれを負うものとします。(要綱第11)
- ・県や制度運営機関が行う必要な調査などに協力します。(要領第8)
- ・制度の趣旨に反する行為が明らかとなった場合は、登録・認定を取り消すことがあります。(要領第8)
- ・登録・認定の取り消しに伴う損失は、登録・認定の取り消しを受けた者がこれを負うものとします。(要領第8)

同意する	同意しない
○	

(3) 生産記録と情報公開について

- ・生産履歴の記帳及びその保管を行います。
- ・消費者などから求めがあった場合、これを公開します。

同意する	同意しない
○	

6. 消費者交流

可能	検討中	備考
○		

※該当する枠内に○印を記入してください。

7. 添付資料

(1) 農場概要書(様式第F-2号)

(2) 5. 登録・認定要件(1)登録・認定基準の遵守に掲げる書類